

議会運営委員会報告書

平成27年3月4日

備前市議会議長 田 口 健 作 殿

委員長 橋 本 逸 夫

平成27年3月4日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

- 1 第2回定例会第9日目の議事運営について
 - ① 一般質問の日程について
 - ② 請願第6号の審議方法について

議 会 運 営 委 員 会 記 録

招 集 日 時	平成27年3月4日（水）	第2回定例会第9日目休憩中		
開議・閉議	午前11時51分	開会 ～	午後0時06分	閉会
場 所 ・ 形 態	委員会室A・B	会期中（第2回定例会）の開催		
出 席 委 員	委員長	橋本逸夫	副委員長	西上徳一
	委員	尾川直行		津島 誠
		掛谷 繁		星野和也
欠 席 委 員	なし			
遅 参 委 員	なし			
早 退 委 員	なし			
列 席 者 等	議長	田口健作	副議長	守井秀龍
傍 聴 者	委員外議員	なし		
	紹介議員	なし		
	参考人	なし		
説 明 員	議会事務局長	草加成章	議会事務局次長	入江章行
	議事係長	石村享平	議事係主査	青木弘行
傍 聴 者	議員	なし		
	報道関係	なし		
	一般傍聴	なし		
審 査 記 録	次のとおり			

午前11時51分 開会

○橋本委員長 ただいまの御出席は、6名全員でございます。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

まず、第2回定例会第9日目の議事運営についてということでございます。

きょうの一般質問の件ですね。何人までやるかということだろうと思います。

○津島委員 このたび10名の質問者がおられますから、5人ずつでええんじゃないかと思えます。また、次期定例会に11人の質問者があれば初日に6名、後の日に5名というふうに、もう人数割をしたらいかがでしょうかと思います。

○橋本委員長 そのような意見がございました。

ほかの方で違う意見を持っておられる方、同様の意見でもよろしいです。

○掛谷委員 同様です。それでいいと思います。ただ、発言者の長い方がおられた場合、また逆に短い場合があるというところで5人でいいかと思えますし、あとはもう議長にお任せします。

○尾川委員 ですから、そういうふうな状況があるから、2等分じゃなしに6、4にして、1日目は少し多目に、2日目は少な目にする。何が起こるかかわからんのが議会なんで、できるだけ進めていくというのも、まあ意見です。

○橋本委員長 津島委員はもう単純に2等分して5、5でいきやあええと。尾川委員は今までもそうであったように、初日を少し多目に予定をして、2日目を少し少な目というふうな御提案でございます。

ほかの方はどんなでしょうか。

○掛谷委員 だから5人を基本にして、あとは議長に判断をお任せしたらというのが私の案です。

○橋本委員長 どんなでしょうか。

今までもそうであったように議長の判断に任せるということで、議運がある程度の予定、方向性を決めておただけでございますので、とりあえず5人ということで、あとはもう議長の裁量にお任せするということがよろしいですか、その状況を見て。

○尾川委員 答弁漏れが多いんですよ。質問者もなかなかチェックし切れんから、やはりその辺を言ったら時間かかると思う、もう少しそりゃ本人が言わにゃあいかんし、事務局へ言うわけにはいかんじゃろうし、やはり誠意を持って答えてもらうように言うてもらわにゃいけんと思う。明らかに答弁漏れがあるから。議運の委員長から言うてもらわにゃあええま。

○橋本委員長 尾川委員からそのような発言がありました。

議長席において、議会事務局長といろいろと質問の項目をずっとチェックしながら、答弁漏れがあればその場で指摘をすると、一旦終わってしまってからでは指摘しにくいんで、あるいはしても、もう再度ということにならんので、極力答弁漏れのないような形で議長には指摘をしていただきたいということでございますので、御承知おきください。

それでは、きょうは5人を基準にして、あとは進みぐあいを見て、議長の判断に任せるということでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それではそのようにいたします。

2点目、請願の審議方法について、これは議会事務局から説明をいたします。

○石村議事係長 今定例会の運営を御審査いただいた委員会でも申し上げましたとおり、厚生文教委員会に付託いただく予定の請願2件は同一内容であり、紹介議員はいずれも田原議員でございます。明後日に予定されている請願の上程に際し、紹介議員からの紹介は2件を一括してお願いすることといたしております。

また、付託委員会で結審がされた場合、2件は同様の審査結果として委員長報告されるものと想定されます。その際、本会議での採決では、2件の請願を一括して委員長報告のとおり決する簡易採決になると思われまます。簡易採決に異議ありとの御発言がございますと、請願第5号から順に1件ずつを討論、採決を行うこととなりますが、請願第6号は請願第5号の結果とみなすとする取り扱いがございます。先の委員会でも申し上げましたように、みなしについての明文規定はございませんが、議会の意思が矛盾する結果になることは避けるべきであることから、備前市議会においてもそのように処理すべきと考えております。請願の審議におけるみなし採決は、過去の事例を調べた範囲では見当たりませんでした。新たな事例となりますので、議長の諮り方について御協議をいただきたいと思ひます。

まず、同趣旨の請願であるということをお確認いただいた上で諮り方ですが、まず議長の宣告によってみなしてしまふ方法、次にみなし採決することによろしいかということでお会議に諮ってみなす方法、最後にみなし議決ではありませんが、通常どおり請願第6号についても採決をする方法、この3種類が考えられますので、今後の運営方針として御協議いただきたいと思ひます。

○橋本委員長 ただいま事務局の方から説明がございました。

その審議方法を議運に決定をせよということでございます。

皆さん方の御意見があれば賜りたいと思ひます。

ございませんか。

3つの方法があるということでございます。

ございませんか。

ないようでしたら、私のほうから提案してもよろしいですか。

ちょっと、副委員長と交代しましょうか。副委員長、ちょっと交代して。

〔委員長交代〕

○西上副委員長 それでは、交代します。

○橋本委員長 2点目の議長が会議に諮って、みなすというのが一番公平なんではないかと考えます。

以上です。

○西上副委員長 交代します。

〔委員長交代〕

○橋本委員長 交代いたしました。

〔「3番目は何やったか」と呼ぶ者あり〕

○石村議事係長 請願第5号の議決にかかわらず、通常どおり請願第6号について討論、採決を行っていただくやり方です。

○尾川委員 前にも議運でやっとなのに蒸し返したらあれじゃけど、その請願が同趣旨という捉え方で、こういうケースはどんどん行われるのがええんか、それとももう何千人からこれを出してくるのがええんか、あり方の問題があると思うんです。じゃから、その辺について戻ったらいけんけど、それは済んだ話なんじゃけど、その辺を確認しとかんと、同趣旨と解釈してもええんかな、これは。請願者が違うと言われたらどんなんですか。その辺は了解を得とんかどうかわかんけど。

それとそれから、先例というか、何人もが同じような内容で出してきた例というのは、先例があるかというのはどんなかな。確認しておきてえなと思うて。

○橋本委員長 事務局、わかる範囲で答弁を願います。

○石村議事係長 旧備前市議会の事例を確認した範囲では、同趣旨で紹介議員が同じ請願というのが1件だけございました。ただ、それは消費税導入に際して消費税に反対するといった請願でしたが、恐らく4月に消費税が導入されたため、取り下げをされたようでございます。今回は内容的には同趣旨かと考えます。別々の紹介議員でしたら、また扱いが異なりますが、紹介議員が同じですので、そういったことがあった際に、議事運営をスムーズにするためにみなし議決というのがあると解釈しております。

○橋本委員長 ほかに御意見がないようでしたら、先ほどの請願第5号が議決された段階で、請願第6号も請願第5号と大体同趣旨なので、議長からみなし採決を諮るということによろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように取り計らいます。

本日予定をされておりました協議につきましては以上でございます。

それでは、これで議会運営委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時06分 閉会